

年金記録訂正請求に係る答申について

北海道地方年金記録訂正審議会

令和6年12月4日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を必要としたもの	4件
厚生年金保険関係	4件
年金記録の訂正を不要としたもの	2件
厚生年金保険関係	2件

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2400091号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第2400045号

第1 結論

請求者のA社における平成30年11月15日の標準賞与額を5万円、令和2年6月26日の標準賞与額を72万円に訂正することが必要である。

平成30年11月15日及び令和2年6月26日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成30年11月15日及び令和2年6月26日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和34年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成30年11月15日
② 令和2年6月26日

A社から支給された請求期間①及び②の賞与について、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっているので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賞与明細一覧表によると、請求者は、同社から平成30年11月15日に5万円、令和2年6月26日に72万円の賞与の支払を受け、各賞与から、平成30年11月15日は5万円、令和2年6月26日は72万円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の請求期間①及び②に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届について、厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後の令和5年4月4日に年金事務所に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求期間①及び②に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2400092号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第2400046号

第1 結論

請求者のA社における平成30年11月15日の標準賞与額を5万円、令和2年6月26日の標準賞与額を72万円に訂正することが必要である。

平成30年11月15日及び令和2年6月26日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成30年11月15日及び令和2年6月26日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和34年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成30年11月15日
② 令和2年6月26日

A社から支給された請求期間①及び②の賞与について、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっているので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賞与明細一覧表によると、請求者は、同社から平成30年11月15日に5万円、令和2年6月26日に72万円の賞与の支払を受け、各賞与から、平成30年11月15日は5万円、令和2年6月26日は72万円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の請求期間①及び②に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届について、厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後の令和5年4月4日に年金事務所に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求期間①及び②に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2400093号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第2400047号

第1 結論

請求者のA社における平成30年11月15日の標準賞与額を3万5,000円、令和2年6月26日の標準賞与額を53万円に訂正することが必要である。

平成30年11月15日及び令和2年6月26日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成30年11月15日及び令和2年6月26日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和39年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成30年11月15日
② 令和2年6月26日

A社から支給された請求期間①及び②の賞与について、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっているので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賞与明細一覧表によると、請求者は、同社から平成30年11月15日に3万5,000円、令和2年6月26日に53万円の賞与の支払を受け、各賞与から、平成30年11月15日は3万5,000円、令和2年6月26日は53万円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の請求期間①及び②に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届について、厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後の令和5年4月4日に年金事務所に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求期間①及び②に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2400094号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第2400048号

第1 結論

請求者のA社における平成30年11月15日の標準賞与額を5万円、令和2年6月26日の標準賞与額を60万円に訂正することが必要である。

平成30年11月15日及び令和2年6月26日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成30年11月15日及び令和2年6月26日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和53年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成30年11月15日
② 令和2年6月26日

A社から支給された請求期間①及び②の賞与について、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっているので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賞与明細一覧表によると、請求者は、同社から平成30年11月15日に5万円、令和2年6月26日に60万円の賞与の支払を受け、各賞与から、平成30年11月15日は5万円、令和2年6月26日は60万円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の請求期間①及び②に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届について、厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後の令和5年4月4日に年金事務所に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求期間①及び②に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2400036号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第2400043号

第1 結論

請求期間について、請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和29年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和52年7月13日から昭和53年11月18日まで
請求期間について、A事業所(現在は、B社)に正社員として勤務していたが、年金記録では、厚生年金保険の加入記録がないので、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録してほしい。

第3 判断の理由

請求期間当時の事業主の回答及び請求者の入社経緯に関する具体的な記憶から判断すると、請求者は、請求期間頃に当該事業所に勤務していたことが認められる。

しかしながら、適用事業所名簿及びオンライン記録によると、当該事業所は、請求期間後の昭和60年10月1日にA事業所として厚生年金保険の適用事業所となっており、請求期間当時は同保険の適用事業所でなかったことが確認できる。

また、請求期間当時の事業主は、数回の店舗移転により請求期間当時の資料は廃棄したことから、請求者の請求内容について確認することができない旨、及び請求期間当時の給与計算事務は自身が担当しており、適用事業所となる前は、従業員給与から厚生年金保険料を控除していない旨回答している。

さらに、請求者は、請求期間当時の同僚二人の名前を挙げているものの、いずれも姓のみの記憶であり個人を特定することができないことから、請求者の請求内容を裏付ける関連資料及び陳述を得ることができない。

加えて、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和60年10月1日に同保険の被保険者資格を取得していることが確認できる5人のうち生存及び所在が確認できた2人に照会し、一人から回答が得られたところ、同人は、当該事業所が厚生年金保険の適用を開始することについて事業所から説明を受けており、適用を開始する前は、給与から厚生年金保険料を控除されていない旨回答している。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2400038号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第2400044号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和63年1月から平成4年1月まで
請求期間の間で数年間、A社のC営業所に勤務し、事務の仕事をしていたが、年金記録によると、厚生年金保険の加入記録がないので、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

請求者のA社における従業務に関する具体的な陳述及び複数の同僚の回答から判断すると、請求者は、期間の特定はできないものの、同社にアルバイトとして勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、当該事業所を吸収合併したB社は、当該事業所に係る社会保険加入者の名簿を保管しており、請求期間及びその前後の期間について確認したものの、請求者の名前はないことから、請求者を厚生年金保険に加入させておらず、厚生年金保険料を給与から控除していない旨回答している上、請求者は、厚生年金保険と同様、当該事業所における雇用保険の被保険者記録は確認できない。

また、請求者は、当該事業所のC営業所において一緒に勤務していたとする4人の名前を挙げていることから、当該4人のうち生存及び所在が確認できた3人に照会したところ、いずれも請求者がアルバイトとして勤務していたことを記憶しており、このうち、請求者が自身と同じ仕事の内容や雇用形態であったとして名前を挙げた者は、当初は請求者と同じくアルバイトとして勤務していたが、アルバイトであった期間は厚生年金保険に加入しておらず、厚生年金保険料も控除されていなかった旨述べており、オンライン記録によると、同人がアルバイトとして勤務を開始したと記憶する時期から2年以上経過した後に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる上、請求者が上司として名前を挙げた一人は、アルバイト及びパートは厚生年金保険に加入させておらず、厚生年金保険料も控除していなかったと回答し、残る一人からも、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる回答は得られなかった。

さらに、オンライン記録により、請求期間の始期頃の昭和63年中に当該事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得し、かつ、3年以上の被保険者期間が確認できる25人のうち、生存及び所在が確認できた23人に照会し、12人から回答を得たところ、このうち一人は、アルバイト及びパートは厚生年金保険に加入しておらず、厚生年金保険に加入していない期間は厚生年金保険料を控除されていない旨回答しており、他の11人は、いずれも自身が正社員であったと回答し、アルバイト及びパートであったとする者はいない上、いずれの者からも請求者の請求期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる回答は得られなかった。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。